⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)

⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒀　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「個別合意方式」という。)を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式(以下「一括合意方式」という。)も可能とする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)であること。

⑴　予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。)

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上の者であること。)

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成10年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、ポンプ浚渫船を使用した計画数量100,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか1社が、平成10年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、ポンプ浚渫船を使用した計画数量100,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

さらに、他の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成10年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、ポンプ浚渫船を使用した計画数量50,000㎥以上の浚渫工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

④　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が、平成10年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、ポンプ浚渫船を使用した計画数量50,000㎥以上の浚渫工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑥　配置予定の技術者に対するヒアリングの結果、当該工事を担当することが適当であると認められた者であること。詳細は入札説明書による。

なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等(以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体において、技術提案及び標準案の施工計画の提出は1提案とする。

以上のとおり、提出された施工計画(標準案又は技術提案)が適正であること。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2⑶の再審査を受けた者を除く。)でないこと。